

今定例会で可決した 意見書(全文)

今定例会で可決した意見書は次のとおりです。意見書は関係機関に送付しました。

都市計画税及び固定資産税の軽減措置の継続を求める意見書

11月の月例経済報告では、景気拡大期間は58カ月となり、戦後最長のいざなぎ景気を超えたとの判断を示した。

しかし、経営基盤の脆弱な小規模事業者にとっては未だに深刻な経営環境であり、本格的な景気の回復には至っていないのが現状である。

こうした中、東京都が実施している「小規模住宅用地にかかる都市計画税の軽減措置」、「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置」及び「負担水準が65%を超える商業地等の固定資産税・都市計画税の軽減措置」は、厳しい経営環境にある小規模事業者にとって、事業の継続や経営内容の健全化への大きな力添えとなっている。



東京都が都財政を優先させ、これらの軽減措置を今年度限りで廃止することになれば、区民、小規模事業者の経済的・心理的

影響は極めて大きく、景気に与える影響が強く危惧される。

よって、足立区議会は東京都に対し、現在の景況状況における区民の税負担に配慮し、下記事項を平成19年度以降も継続するよう強く求めるものである。

記

- 1 小規模住宅用地にかかる都市計画税の軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置
- 3 負担水準が65%を超える商業地等の固定資産税・都市計画税の税額を、負担水準が65%の場合の税額まで軽減する措置

(東京都知事あて)

固定資産税における償却資産に関する意見書

地方税法第351条では、償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が150万円に満たない場合においては、固定資産税を課することができないと免税点を定めている。

現行の免税点は平成3年に定められてからすでに15年が経過しており、現在では、極めて小規模な設備等の償却資産も課税対象となり、長引く不況に苦しんでいる小規模事業者の経営を圧迫している。

また、免税点制度では、課税標準額が免税点未満の場合は課税されないが、課税標準額が免税点以上になるとその総額に課税される。そのため、課税標準額が149万円の場合の課税額は0円であるが、150万円になると2万1千円(税率1.4%)となり、

納税者に不公平感を与え、償却資産にかかる固定資産税への理解を難しくしている。



その上、多くの個人事業者は、所得税の申告期限である3月15日を念頭に決算準備を進めているが、所得税の決算書記載事項と密接に関連している償却資産の申告期限は1月31日となっている。

よって、足立区議会は国会及び政府に対し、納税者が納得して納税できる制度への改善と申告しやすい環境を整えるため、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 1 固定資産税における償却資産の免税点(現行150万円)を基礎控除に改め、控除額を大幅に引き上げること。
- 2 申告期限を現行の1月31日から3月31日に変更すること。

(衆・参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣あて)

「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書

司法制度改革の一環として、法的サービスをより身近に受けられるようにするため、総合法律支援法が2年前に施行された。同法に基づき「日本司法支援センター」(愛称・法テラス)が設立され、平成18年10月2日、

全国で一斉に業務を開始した。

法テラスは「身近な司法」実現へ中核となる組織で、情報提供、民事法律扶助、司法過疎対策、犯罪被害者支援、国選弁護士連事務などを主な業務としている。業務開始の初日だけで全国で約2千300件の相談があり、期待のほどが伺える。

今後、法的トラブルの増加が予想されるだけに、法テラスは時代の大きな要請に応える機関である。平成17年及び18年に鳥取・茨城県等で試行を実施した結果からは、相談件数が年間100万から120万件を超えると予測されており、これに対応できるだけの体制整備が望まれる。

よって、足立区議会は国会及び政府に対し、法テラスの体制を更に充実させるため、下記事項の早期実現を強く求めるものである。

記

- 1 全国で21人しか配置されていない常勤スタッフ弁護士を早急に大幅増員すること。
- 2 司法過疎対策を推進し、いわゆる「ゼロワン地域」を早急に解消すること。
- 3 高齢者、障害者などの司法アクセス困難者への配慮として、訪問や出張による相談等を実施すること。
- 4 高齢者、障害者、外国人、



若者等に配慮し、きめ細かく周知徹底を図ること。

- 5 利用者の利便性を鑑み、日曜日も業務を行うこと。
- 6 メールによる相談サービスを早期に導入すること。

(仮称)「マザーズサロン」設置の早期実現を求める意見書

少子化の要因の一つとして、子育てに対する「経済的負担」が挙げられている。働く女性の約7割が第1子出産を機に離職しているとのデータがあるが、出産・育児を経て再就職を望む女性が少なくない。12歳未満の子どもを持ちながら求職活動を行っている女性は全国に約70万人、就職を希望しているながら求職活動を行っていない者も約180万人存在している状況である。

そのような中、平成18年4月に少子化対策の一環として、就職を希望する子育て中の女性を支援するために「マザーズハローワーク」が開設された。求職者一人ひとりの希望や状況を踏まえたきめ細かな対応が好評で多くの方に利用され成果を上げている。

しかしながら、「マザーズハローワーク」の設置は、全国12都市(札幌、仙台、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、北九州)にとどまっております。現在、サービスは大都市圏に集中している。そこで厚生労働省は、既存のハローワーク内に(仮称)「マザーズサロン」を設置し、同様のサービスを全国展開したいとして



いる。

再就職を希望する子育て中の女性は潜在的に多数いることに加え、少子高齢化による本格的な人口減少が見込まれる中で、社会の担い手ははくむ観点から、子育て中の女性に対する再就職の促進を図ることは喫緊の課題である。

よって、足立区議会は国会及び政府に対し、「マザーズハローワーク」未設置の36県に(仮称)「マザーズサロン」設置を早期に実現するよう強く求めるものである。

(衆・参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣あて)

特定疾患の医療費公費負担制度の堅持を求める意見書

厚生労働省は、8月9日の特定疾患対策懇談会において、難病対策のうち特定疾患として医療費の公費負担対象としているパーキンソン病や潰瘍性大腸炎について、軽症者を対象とすることを示した。

パーキンソン病は50代後半以降に発症する例が多く、患者のほとんどが家族の生活の中心者や年金生活者である。また、潰瘍性大腸炎患者は若年で発症する例も多いため、就職もままならなくなることもある。いずれの場合も経済的に不

安を抱えることが予想され、公費負担がなくなるとまさに死活問題である。

さらには、軽症者に対する公費負担が対象外となれば、これらの疾患は原因不明の進行性、あるいは再燃性の病気であることから、軽症の間は治療をしないで家族の助けを得て過ごしていたとしても、いずれは重症、あるいは合併症などを引き起こし、かえって患者の身体的負担の増加や多額の医療費を必要とする恐れもある。

したがって、軽症の段階から医療費の公費負担を行い、疾患の進行等の抑制をはかることが本人や家族にとっても重要である。

よって、足立区議会は政府に対し、特定疾患に対する現行の医療費公費負担制度を堅持することを強く求めるものである。

(内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣あて)



お知らせ
平成19年第1回
足立区議会 定例会
《会期(予定)》
2月20日(火)~3月15日(木)